

議員提出議案第7号

葛飾区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年3月27日

提出者

6番	峯岸良至	22番	大高拓
24番	平田みつよし	25番	筒井たかひさ
29番	上村やす子	30番	三小田准一
31番	中村しんご	32番	荒井彰一
33番	上原ゆみえ	34番	出口よしゆき
35番	安西俊一	39番	米山真吾

葛飾区議会議長 秋家聡明 殿

(提案理由)

区の組織改正並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会委員会条例の一部を改正する条例

葛飾区議会委員会条例（昭和34年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「福祉部」の次に「、健康部」を加える。

第15条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、改正後の第15条の規定は適用せず、改正前の第15条の規定は、なおその効力を有する。